

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和6年8月16日

（名称） 松江市地域公共交通会議

（代表者名） 会長 石本 彰

1. 生活交通改善事業計画の名称
松江市生活交通改善事業計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障がい者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
令和5年度末現在、松江市内には349台の一般タクシーと28台の福祉タクシー車両が存在している。 今後も福祉タクシーの普及拡大を図り、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を推進する。
（2）事業の効果
福祉タクシー車両を増加させることで高齢者や障がい者の移動の円滑化が図られる。また、ユニバーサルデザインタクシーの導入により、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容）※具体的に記載すること。 ・福祉タクシー車両の導入（1台）：安部光義（ひかり福祉ハイヤー）
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 安部光義：身体・知的 各1割引 精神 設定なし
（実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について ※特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要 該当なし
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし

(※全国的にみて地域の独自性があると考える事業内容を記載。ただし、以下の事業に該当する場合は必ず記載)

〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

松江市地域公共交通会議にて意見を聴取する

9. 協議会メンバーの構成員			
松江市地域公共交通会議設置要綱 第3条に定める交通会議の委員	所属	役職	氏名
(1)松江市長又はその指名する者	松江市まちづくり部	部長	石本 彰
(2)島根県地域振興部交通対策課長又はその指名する者	島根県地域振興部交通対策課	課長	佐川 賢一
(3)一般社団法人島根県旅客自動車協会	一般社団法人島根県旅客自動車協会	専務理事	秦 日出海
(4)住民又は利用者の代表	松江市町内会自治会連合会	会長	松本 光弘
(5)中国運輸局島根運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	鬼村 まり子
(6)一般旅客自動車運送事業者	一畑バス株式会社乗合部	部長	井上 和広
	松江市交通局	運輸企画課長	佐藤 広樹
(7)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸山 武
(8)その他松江市長がその都度必要と認める者			

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	松江市末次町86番地
(所 属)	松江市交通政策課
(氏 名)	坂本 恭平
(電 話)	0852-55-5661
(e-mail)	kotsu@city.matsue.lg.jp